

令和 3 年度 第 4 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 3 年 7 月 26 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 50 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 14 名 欠席委員 0 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
7	山口 深	出	14	浜田 暁	出	
議事録署名人	3	西本 繁夫		4	中川 里美	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 2 名 事務局職員 1 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	児島 一義		推進委員	唐田 龍治	
	事務局長	吉村 克己				
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 2 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 3 年度第 4 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 3 年度愛南町農業委員会第 4 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 3 番、西本 繁夫委員と 4 番、中川 里美委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 7 番、柏の 2 筆、地目・面積は田・3,294 m ² でございます。転用目的は土砂仮置きでございます。 また、農地の区分は農用地区域内にある農地で農振農用地と判断されますが、公共事業にかかる一時転用で、工事完了後は農地復旧が確実に実施されると認められ、周辺農地の農業上の利用に支障もないことから、許可は可能かと思われまます。 受付番号 8 番、御荘平城の 5 筆、地目・面積は畑・1,595 m ² でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。 また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。 以上 2 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくをお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと

委員	<p>思います。7 番お願い致します。</p> <p>皆さんご存じのとおり、高速道路に伴うトンネル工事をしまして、トンネルから出る土を一時的に田に置かせてもらえないかということです。3 年契約だそうです。今の時点で田んぼが作れる状態です。最初 15～20cmほど削って一時的に置いて、工事が終わったら、きれいな土を戻した状態で所有者に返すことになっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>3 年の契約ということですが、実際通れるようになるのは、何年後ですか？</p>
委員	<p>トンネルが出来るのは 3 年ということで、そこからコンクリートを固めていって、しばらくかかるそうです。補足ですが、取りあえず土を一番近い場所に置きたいということで、その場所になった。その後の工事の過程で、その土を持っていく。最低でも、5 年はかかるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>トンネル工事で 5 年、そこから道路のほうにまだかかるので、6・7 年ですかね。10 年かかるかも。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>8 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は馬瀬のバス停から入って、右に 150mほど行った所の道路沿いです。自宅の上に位置しています。今現在、柿の木が 10 本ほど生えていて、なだらかな土地で、なるべく現状維持の状態です。太陽光発電を設置したいということです。排水溝を設置し排水は、ちゃんとするという事です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	今は？
委員	柿を植えていて、あとは草が生えているくらい。畑で何か作っているわけではなく、ほんとになだらかな土地。
事務局	現状、B判断ではなく耕作放棄地ではない、という判断をさせていただいています。先ほど、委員さんから説明があったように、基本的には現状を触らない。実際には盛ることはあまりないので、地盤としては安定しているのだろう、と思っています。
委員	住民の意向は？
事務局	これは環境衛生課への申請案件だと思います。環境衛生課のほうは許可を出すという方向ですので、住民説明会が終わり、住民の意向として反対意見はないのだろうという認識を持っております。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に、議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号4番、中川、地目・面積は畑・2,759 m ² でございます。場所は、中川にあります〇〇アパートの北側になります。 受付番号5番、広見の2筆、地目・面積は畑・3,080 m ² でございます。場所は、惣川砂防ダムから南へ500mほど離れたあたりになります。

	<p>対象地の調査年月日は令和 2 年 9 月 18 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われま。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>4 番、太陽光？</p>
事務局	<p>違うと思います。</p>
委員	<p>5 番は太陽光になるの？</p>
事務局	<p>そうだと思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 74 番は再設定で、御荘菊川の 3 筆、地目・面積は畑・6,075 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 75 番は再設定で、御荘平城の 5 筆、地目・面積は田・683 m²の</p>

	<p>内 657.21 m²、畑・2,433 m²の内 2,343.44 m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>受付番号 76 番は再設定で、御荘平城、地目・面積は田・882 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 77 番は再設定で、御荘平城、地目・面積は田・886 m²、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 78 番は新規で、御荘和口の 3 筆、地目・面積は畑・5,115 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>以上 5 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p> <p>議長(会長) 只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p> <p>議長(会長) 無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p> <p>委員 (異議なし)</p> <p>議長(会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>議長(会長) 以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>
--	--

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

西本繁夫

議事録署名人

中川里美